官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務二六）　一
○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令の一部を改正する省令（外務三）　二
〔公告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一二
特殊法人等
独立行政法人国立印刷局平成三十事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事一部完了、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第二十六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十日

総務大臣　石田　真敏